軽自動車税　税制改正のお知らせ

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が変更になります。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について重課が導入されます。

これらの特例措置については、町が自動車検査証に基づいて重課、軽課を判定します。

**＜原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等＞**

　平成**28年度課税から、**次の車種について新税率が適用されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車種 | 排気等 | 新税率 |
| 原動機付自転車 | 50ｃｃ以下 | 2,000円 |
| 50ｃｃ越～90ｃｃ以下 | 2,000円 |
| 90ｃｃ越～125ｃｃ以下 | 2,400円 |
| ミニカー（3輪以上） | 3,700円 |
| 軽自二輪 | 125ｃｃ越～250ｃｃ以下 | 3,600円 |
| 小型二輪自動車 | 250ｃｃ越 | 6,000円 |
| 小型特殊 | 農耕作業用 | 2,000円 |
| その他 | 5,900円 |

**＜三輪、四輪の軽自動車＞**

　三輪及び四輪の軽自動車について、条件によって新税率が適用されます。なお、条件については

**「最初の新規検査」**の年月で判定します。
　**※最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。**

**※中古車の新規検査（一時、使用することを中止する手続きをした自動車を再度使用しようとするときに受ける検査）や、継続検査は、最初の新規検査には該当しません。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの | 標準税率（平成27年4月1日以降の新車から） | 重課税率（最初の新規検査から13年を経過したもの） |
| 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| 営業 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| 貨物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| 営業 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| 3輪のもの | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |

**■　三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例（軽課）が適用されます**

　三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

**＜適用条件＞**

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 低減率 | 車種区分 | 適用基準 |
| 75% | 電気自動車 | 平成30年排出ガス基準適合。または、平成21年排出ガス基準値より10％低減。 |
| 天然ガス自動車 |
| 50% | 乗用 | 平成30年排出ガス基準値より50％低減。または、平成17年排出ガス基準値より75％低減。 | ＋ | 令和2年度燃費基準値+30％達成車 |
| 貨物用 | 平成27年度燃費基準値+35％達成車 |
| 25% | 乗用 | 令和2年度燃費基準値+10％達成車 |
| 貨物用 | 平成27年度燃費基準値+15％達成車 |

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 標準税率 | 75%軽減後の税率 | 50%軽減後の税率 | 25%軽減後の税率 |
| 四輪以上のもの　 | 乗用 | 自家用 | 10,800円 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| 営業用 | 6,900円 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| 貨物 | 自家用 | 5,000円 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |
| 営業用 | 3,800円 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |
| 三輪のもの | 3,900円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |

お問い合わせ先　津和野町役場　税務住民課　TEL:0856-74-0069